水俣病と環境権の国際的展開

大阪大学
大久保規子

ストックホルム会議と環境権の展開

環境権とは

１　実体的な権利としての環境権

・良好な環境を享受する権利

２　環境権を支える３つの手続的権利ー今日の課題

・知る権利

・参加する権利

・裁判を受ける権利

３　「東京宣言」に初めて盛り込まれる（1970年３月）

・国際社会科学評議会・公害国際会議

ストックホルム国際会議（1972年）

・国連環境会議に水俣病患者が参加

・人間環境宣言

「人は，尊厳と福祉を保つに足る環境で，自由，平等及び十分な生活水準を享受する基本的権利を有するとともに，現在及び将来の世代のため環境を保護し改善する厳粛な責任を負う。」（原則１）

↕

・なお根強い開発優先志向の存在

環境と開発に関する国連会議（1992年）

・リオ宣言の採択

第１原則

人類は，持続可能な発展への関心の中心にある。人類は，自然と調和しつつ健康で生産的な生活を送る権利を有する。

環境権の展開

・世界約130カ国の憲法が環境権・環境保護義務について規定（国連レポート）

１　欧米の状況

・スペイン，アメリカの一部の州が先駆的

・フランスは詳細な規定を憲法に挿入

２　アジアの状況

(1)憲法に環境権規定：フィリピン，韓国等

(2)法律に環境権規定：インドネシア等

(3)判例で環境権を肯定：インド，スリランカ等

グリーン
アクセス
プロジェクト
Green Access Project

リオ宣言第１０原則とは（1992年）

・環境問題は，それぞれのレベルで，すべての市民が参加することにより最も適切に対応できる

↓

１　環境情報を適切に入手できるようにする
２　意思決定に参加できるようにする
３　適切な救済を受けられるようにする

オーフス条約（1998年）

環境権の保障を実効的なものとするため

３つの手続的権利

１　情報アクセス権

２　意思決定への参加権

３　司法アクセス権

をすべての市民に保障する

＊NGOの役割をとくに重視

グリーン
アクセス
プロジェクト
Green Access Project

第1の柱：情報公開（１）
情報の開示請求権

１　公益事業者も情報開示義務あり
・鉄道，電力事業者等も入る可能性
２　企業の排出情報は原則公開
・営業の秘密を理由に不開示は不可
３　不開示理由は，開示の公益を考慮
・国民に対する透明性の確保
参加促進は重要な公益

第1の柱：情報公開（２）
情報の収集・普及

１　危険情報・事故情報の伝達

２　情報の積極的な収集・更新・提供義務

・インターネットの活用等により，簡単に，わかりやすく情報を提供

３　消費者の選択を可能にする企業情報・製品情報の提供

第２の柱：参加の権利

３つの段階での参加を規定

１　個別許可・事業アセス段階
２　環境政策・計画の決定段階
３　環境関係の行政立法段階

許認可への参加

1　早い段階での参加
- すべての選択肢が残されており，効果的な参加を実現できる時点

2　十分な時間の確保

3　必要な情報の無料提供

4　参加意見の適切な配慮と結果の公表
- 決定の理由，考慮状況の公表

グリーン
アクセス
プロジェクト
Green Access Project

第３の柱：訴訟の権利（司法アクセス権）

・環境利益を守るため，行政，企業等に対し，違法行為の差止め，是正，環境損害の回復等を求める訴訟（環境公益訴訟）

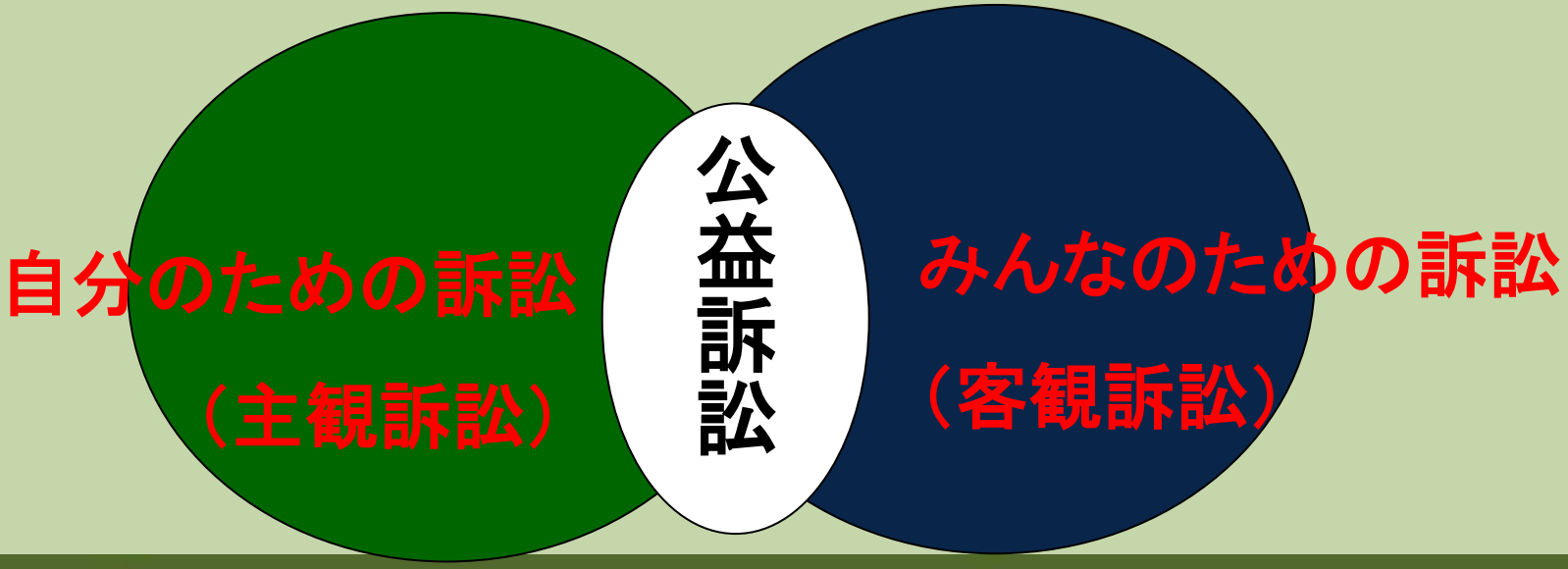

３つの司法アクセスについて規定

１　情報公開

・不開示決定を争える

２　参加の対象となる許可等

・決定の実体的／手続的違法を争える

・参加権の侵害を含むアセスの瑕疵争える

３　私人／公的機関によるその他の環境法規違反を争える

４　司法アクセス改善のための財政支援等

実効的な救済について規定

1　迅速な救済

2　仮の救済

2　高額ではない費用

3　財政支援

水俣の場合はどうだったのか

どのような訴訟があるのか(1)

１　チッソに対する訴訟

・不法行為に基づく損害賠償訴訟（民事訴訟）

２　国に対する訴訟

・規制権限の不行使に対する国家賠償訴訟（民事）

訴訟の三面構造

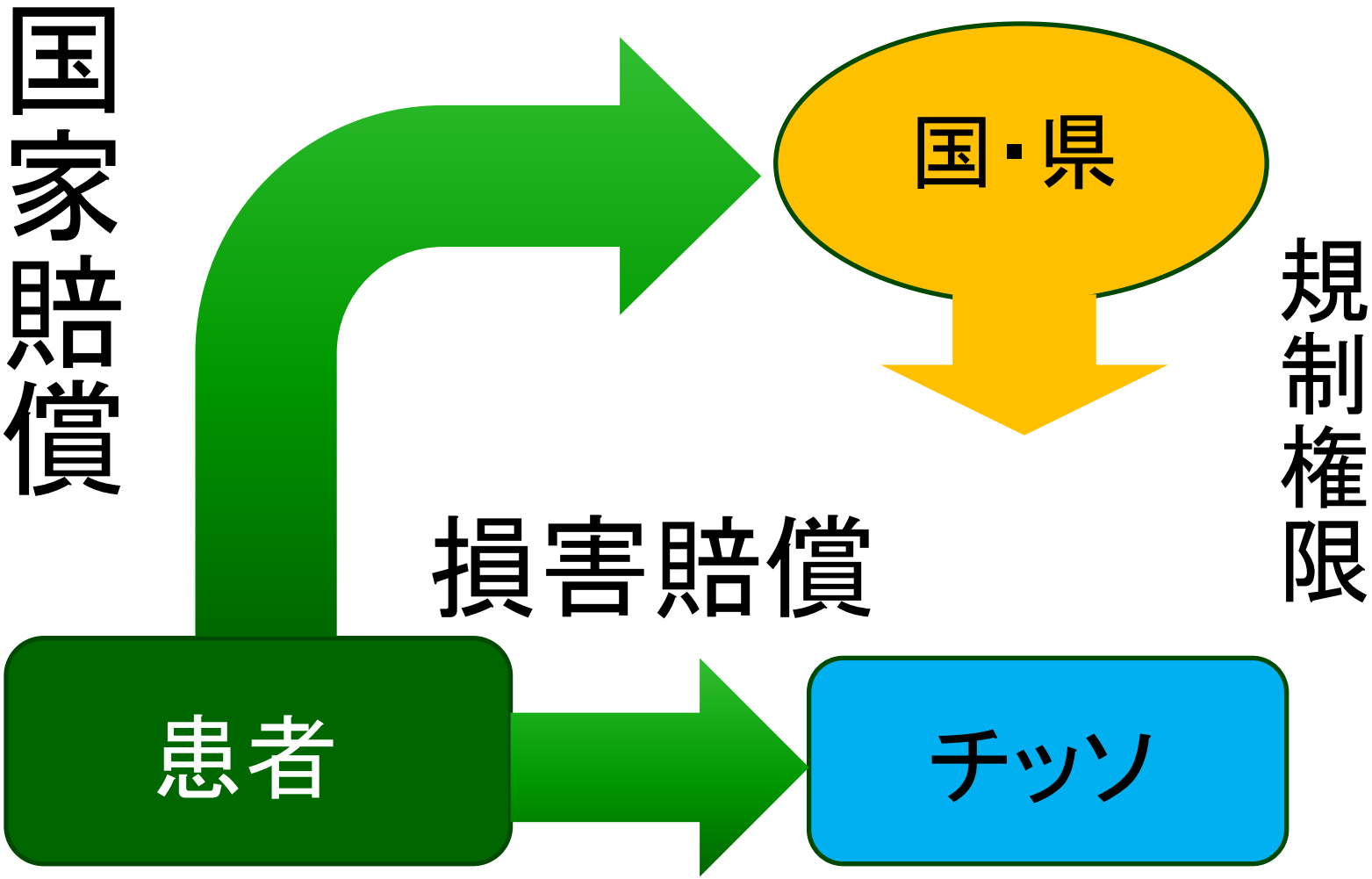

チッソの責任
過失はどのような場合に認められるのか

化学工場からの廃水には危険な副反応生成物が混入する可能性が大きいのであるから，常に最高の知識と技術を用いて安全性を確認し，疑念が生じたら，直ちに操業を中止するなどして，必要最大限の防止措置を講ずべき高度の注意義務がある（熊本水俣病第一次訴訟第一審判決）

↓

健康被害の無過失責任規定の導入へ

国の責任
規制権限を発動すべきだった

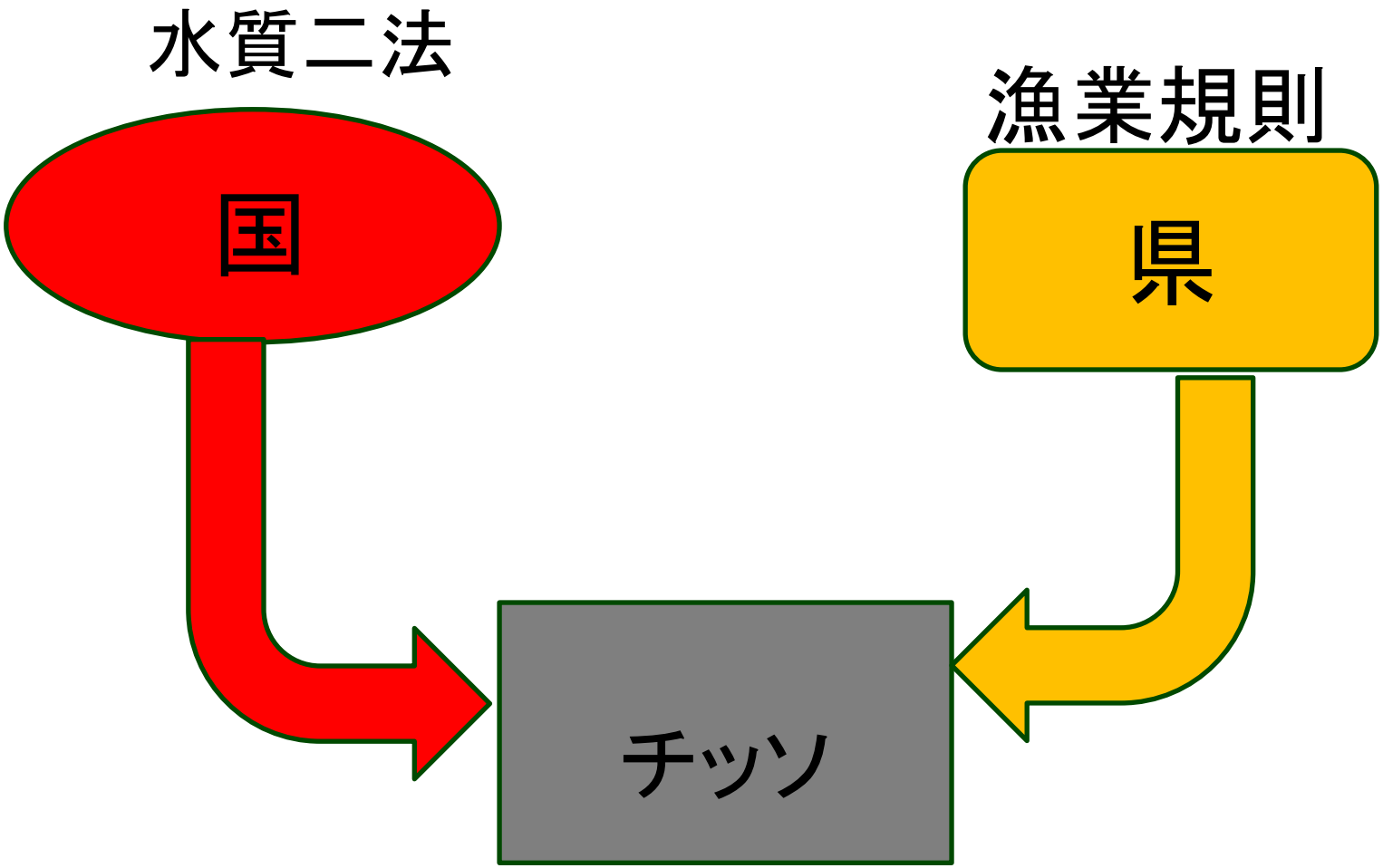

国の責任
規制権限を発動すべきだった

・規制権限の不行使は，その権限を定めた法令の趣旨，目的や，その権限の性質等に照らし，具体的事情の下において，その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは違法

・水質汚濁に関する規制権限は，当該水域の水質の悪化にかかわりのある周辺住民の生命，健康の保護をその主要な目的の一つとして，適時にかつ適切に行使されるべきもの。

水俣病関西訴訟最高裁平成16年10月15日判決

昭和３４年１２月末には，主務大臣として定められるべき通商産業大臣において，上記規制権限を行使して，チッソに対し水俣工場のアセトアルデヒド製造施設からの工場排水についての処理方法の改善，当該施設の使用の一時停止その他必要な措置を執ることを命ずることが可能であり，しかも，水俣病による健康被害の深刻さにかんがみると，直ちにこの権限を行使すべき状況にあったと認めるのが相当である。また，この時点で上記規制権限が行使されていれば，それ以降の水俣病の被害拡大を防ぐことができた。

迅速な救済は実現したのか

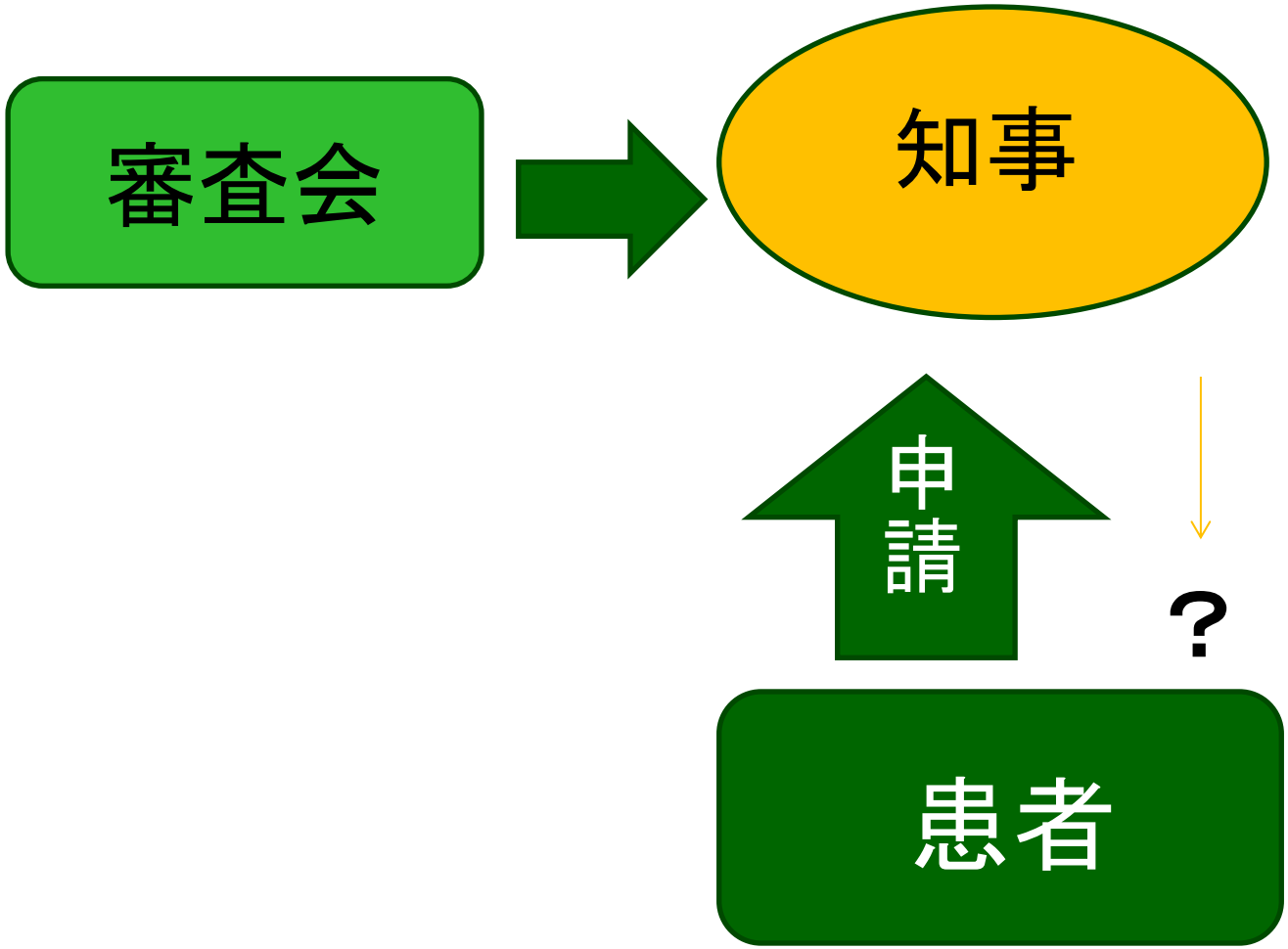

認定の留保

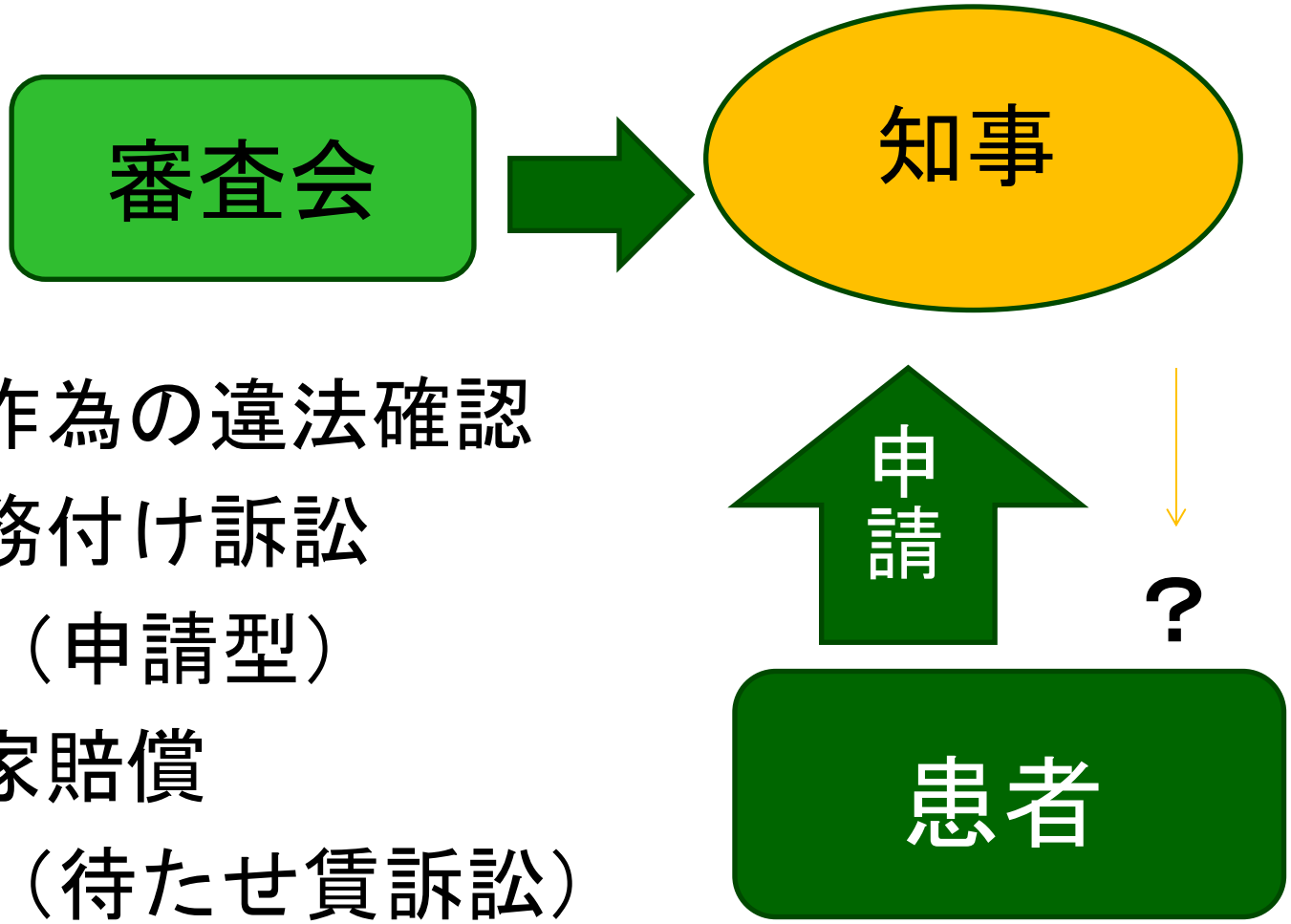

- 不作為の違法確認
- 義務付け訴訟
  （申請型）
- 国家賠償
  （待たせ賃訴訟）

認定義務付け訴訟最高裁判決の特徴

1　救済法等の水俣病の意義（審査対象）

（1)水俣病

魚介類に蓄積のメチル水銀摂取→経口摂取→神経系疾患

（2)感覚障害のみの水俣病が存在しないという科学的実証はない

２　要件裁量の否定－事実認定の問題として処理

（1）知事の判断方法

・必要に応じた多角的，総合的な見地からの検討→医学的判断

（2）認定の性質

・現在・過去の確定した客観的事実の確認→裁量ではない

（3）裁判所の審理方法

・個別的な因果関係につき，経験則に照らして総合的に判断

３　本判決実務への影響

・不服審査会の裁決（平成25・10･25）→感覚障害のみで認定

アジアはどのような課題に直面しているのか

高まる司法への期待

- 進む法律の整備
- 問題は不十分な法律の執行

- 人材不足
- 予算不足
- 下位法令の未整備
  相互に矛盾する法律

権利救済のさまざまな障害

1　環境活動家の迫害・暗殺

・被害者を支援する専門家の不足

2　近年，複数のアジアの国でSLAPP（Strategic Litigation against Public Participation）が増加

政府等に公益に関する問題を提起したことに対して，NGOや市民を提訴

↓

不服を申し立てる権利の重要性

THAILAND
環境部を設置
（通常裁判所，
行政裁判所）

JAPAN
なし
公害調停のみ

特別の環境
裁判所

PHILIPPINES
117 の裁判所を環境裁判所に指定

CHINA
環境裁判所・環境法廷(いくつかの都市)

INDONESIA
専門的な環境裁判官制度

INDIA
本格的な環境裁判所

THAILAND

通常裁判所／行政裁判所でNGO の原告適格を肯定

JAPAN

制限的。環境団体訴訟の不在，コミュニティ，自治体の環境訴訟に関する特別の規定は不存在，判例は原告適格の拡大に慎重

PHILIPPINES

NGO,個人，コミュニティに広く原告適格を肯定（判例＋市民訴訟，自然保護令状訴訟等の特別の環境訴訟規則が存在)

CHINA

環境民事団体訴訟を導入

INDONESIA

立法により，広く原告適格を付与

INDIA

NGO,法曹，個人，コミュニティ等に広く原告適格を肯定 (判例)

司法を支える特別の環境訴訟規定
フィリピンに学ぶ

＊公益訴訟規定
Writ of Kalikasan
市民訴訟
＊迅速な仮の救済
72時間以内の暫定環境保護命令
＊判決の実効性確保
継続的職務執行命令訴訟
＊反SLAPP条項
＊予防原則の適用
＊訴訟費用の軽減

世界的注目を浴びるインド
原告がいなくても審理開始！？

＊公益訴訟の母国といわれるインド
＊第一世代は，憲法訴訟
　生存権を根拠に，公益弁護士が大活躍の時代
　数百を超える工場の排出差止めと雇用の創出
　映画館と学校における環境教育の義務付け判決
＊第二世代は，制度化された公益訴訟
　2010年に国家環境裁判所を設立
　司法官と専門官で，具体的な命令
　判決のフォローアップ（継続的職務執行命令）
　コミュニティ，NGO，被害者が原告
＊伝統の維持
　手続は自然的正義による旨を明記
　職権による裁判開始（Suo moto）
＊全土で毎日100の判決・決定

今後の展望

アジアのトレンド

・権利を基礎とするアプローチの浸透

「誰もが，適切で健全な環境への権利を実現するために環境教育，情報アクセス，参加，司法アクセスに関する権利を有する」(インドネシア)

コミュニティを基礎とするアプローチ

(インドネシア，タイ等)

1 コミュニティは積極的に参加する平等かつ広い権利・機会を有する

2 コミュニティのインボルブメントは透明性を確保し，完全な情報を得るという原則のもとに行われるべきである

3 コミュニティのクラスアクションを提起する権利

日本の課題

・多くのアジア諸国で環境法の執行の欠缺が重大な問題。公益訴訟はその改善に寄与

・日本では，環境法の執行状況は比較的良い

　しかし，参加の運営方法を含め，行政裁量のコントロールが課題

↓

権利を基礎とするアプローチの必要性

日本的な協働モデルは，日本だけの特徴なのか

権利を基礎とするアプローチはいくつものアジア諸国で法律により導入されているが，実際には日本と同様に，協働モデルが重要な機能を有している国もあるのではないか

↓

重要なのは，権利を基礎とするアプローチとボランタリーアプローチの適切な組合わせ

水俣の未来は？